

山口県報

令和3年
6月15日
(火曜日)

目 次

○告示	六
令和3年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)	一
解除予定保安林(宇部市)(森林整備課)	一
道路の位置の指定(建築指導課)	二
○公告	二
令和3年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)	二
公共測量の実施(監理課)	三
山口都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)	三
契約の締結(会計課)	三
○選管告示	三
直接請求に必要な有権者の数	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	四
解散等に係る政治団体の名称等	五
資金管理団体の異動事項	五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	五
○雑報	五
県報の正誤(令和3年6月8日山口県告示第二百十五号)	六



山口県告示第二百十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和3年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和3年6月15日

山口県知事 村岡 嗣政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

令和三、八、二九(日曜日)

開催場所
下関市古屋町一丁目一八番一号
下関市リサイクルプラザ

三 研修の受講料

五千元

山口県告示第二百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和3年6月15日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

宇部市大字小野字下舂淵二三三九六四の二、二三三九六四の三、二三三九六五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第二百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
光市光井七丁目二六〇六の一七及び一六〇七の一	六・〇	三四・四	令和三、 五、二六



(二五七) 令和三年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和三年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和三年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和三年九月五日（日曜日）午前十時三十分から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識
- (二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

- (1) 薬品の鑑別
- (2) 繊維の識別
- (3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験願書の受付期間

令和三年七月五日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）まで（郵送の場合は、七月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所（萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、当該住所地の市役所）

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇二）

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

九 旨を知事に申し出ること。
その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、広島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

柳井市、大島郡周防大島町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

三 作業の期間

令和三年五月二十七日から令和四年三月十一日まで

(二五九) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・四・六桜島大歳線

二 都市計画を変更する土地の区域

山口市下堅小路、大市町、大殿大路及び堂の前町

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和三年六月十八日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・五・十六太刀売上堅小路線

二 都市計画を変更する土地の区域

山口市東山二丁目、大市町、堂の前町、下堅小路、大殿大路、野田及び上堅小路

三 変更の内容

路線の廃止

四 都市計画の案の縦覧期間

令和三年六月十八日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(二六〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年六月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

会計管理局電子入札システム構築業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

“未来志学”やまぐち	大來 高順	則安聡一郎	山口市徳地堀1754	党)の支部	” ” 19
------------	-------	-------	------------	-------	--------

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	異動		備考 (異年月日)
			新	旧	
河崎平男後援会	田中隆太郎	代表者 会計責任者	田中隆太郎	岡田 勝之 中村 真也	令和3、 5、17
暮らし満足度日本一の萩を 実現する会	中村剛太郎	事務所	萩市大字土原 343の6	萩市大字土原 104の2	” ” 1
竹村かつし若獅子会	丸山 敬喜	代表者	丸山 敬喜	金野 奉晴	” ” 30
萩の未来ネットワーク	藤道 健二	事務所	萩市大字土原 343の6	萩市大字土原 490の6	” ” 1
藤道健二後援会	相本 久繁	”	”	”	” ” ”
吉永よしこ後援会	吉永 美子	名称	吉永よしこ後援会	吉永よしこを 青てる会	” ” 26

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
井上孝志後援会	新家 司一	石川 教雄	美祿市美東町大田2408の1	令和3、 5、23
公認会計士による林芳 正後援会	水谷 芳昭	水谷 公威	周南市速玉町2番6号	” 4、30
よさの正安後援会	先野 正宏	先野 和枝	長門市徳山5055の3	” 5、13
砂田まさかず後援会	河合 義博	砂田 京子	大島郡周防大島町大字日前1720	” 4、30

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の 届出事項の 異動の届出を した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動		備考 (異年月日)
			新	旧	
藤道 健二	萩の未来ネットワーク	事務所	萩市大字土原 343の6	萩市大字土原 490の6	令和3、 5、1
吉永 美子	吉永よしこ後援会	名称	吉永よしこ後援会	吉永よしこを 青てる会	” ” 26

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でな くなった年月日)

令和三年六月十五日印刷
令和三年六月十五日発行

発行人所

山口県知事庁

七	ページ	
上	段	
左から 一	行	
下 一四六	誤	
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和二年山口県告示第四百二十二号)	令和二年山口県告示第四百二十二号	
告示	平成三十年山口県告示第三百八十一号	正

正誤
 令和三年六月八日山口県告示第二三五号(特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査)



先野 正宏

さきの正宏後援会

令和3、5、13